

保護者ができる3つのポイント

① 被害者にも加害者にもならないように、適切にインターネットを利用させましょう。



初めてインターネットを利用させる時や新しい機器を持たせる時が肝心です。何のために必要なのか、どのように使うのか、親子で話しあいましょう。



お子様の成長に合わせて、インターネットを利用させる範囲やサービスを広げていきましょう。

② 家庭のルールをお子様と一緒に作りましょう。



実社会でやっていけないことは、インターネット上でもやってはいけません。

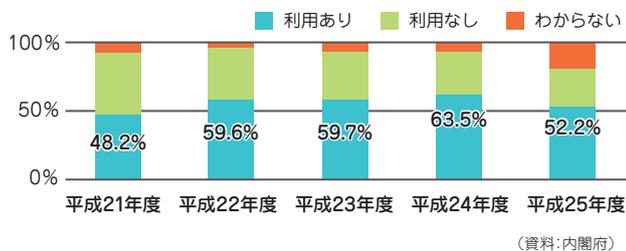
お子様にルールやマナーを守る習慣を身に付けさせましょう。

● ご家庭のルールの具体例

- ・名前、顔写真、学校名などは書き込まない。
- ・友達にメールやメッセージのやり取りを強要しない。
- ・利用する場所や時間帯を決める。
- ・パスワードは保護者が管理する。
- ・トラブルの時はすぐ保護者に相談する。

③ フィルタリングを設定しましょう。

● フィルタリング等利用率



フィルタリングによって、お子様が危険な目に遭うリスクを減らすことができます。

ここ1~2年、利用率が下がっています。お子様の求めに応じ、保護者がフィルタリングの重要性を理解しないまま、フィルタリングを解除しているケースが増えています。

保護者自身が気を付けること



お子様は保護者の行動を見て、学び、育ちます。お子様だけでなく保護者自身も適切なインターネット利用を心がけましょう。



お子様のネット利用に起因するSOSを見逃さないよう、地域、学校、学級、保護者間でお子様たちを見守りましょう。

お子様にインターネットを利用させる際の保護者の責務が規定されています。
(青少年インターネット環境整備法第6条)

- より詳細なリーフレットを御所望の方は、内閣府のホームページでご覧になれます。

<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/koho/index.html>

- また、内閣府のホームページで関連情報をご提供しています。

<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/index.html>